

國學院大學學術情報リポジトリ

A temporary Catalog of The Historical Materials
of Hatano Family Owned by Kokugakuin
University Museum

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 遠藤, 潤 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001700

國學院大學學術資料館所蔵 羽田野神主家文書 仮目録

遠藤潤

解題

羽田野神主家文書は、三河国渥美郡吉田方村(現・愛知県豊橋市)の羽田八幡宮・神明宮の神主を務めた羽田野家伝来の文書群で、現在は宮地直一コレクションの一環として國學院大學學術資料館(神道資料館)が所蔵している。

羽田野家は、江戸時代に三河国渥美郡(現・豊橋市)の羽田八幡宮(羽田村)・神明宮(田町)両社の神主を務めた家である。第五代の重樹ののちいったん中絶するが、文化年間に吉田方村の神職の子に生まれた敬道(宝暦四年〜天保九年)が第六代を継承して中興した。文政元年に敬道の養子となり同家を継いだ羽田野敬雄(寛政十年〜明治十五年)は平田国学の学塾である気吹舎の有力者としても広く知られる。敬雄は文政八年に本居大平に入門したのち、同十年に気吹舎に入門する。その後、草鹿砥宣隆ら地域の有力神職と学問をはじめさまざまな交流をしながら、神職に直接関わる

運動だけでなく、学芸方面でも活発に活動し、三河および周辺地域の気吹舎門人の中心人物となる。神祇に関わる研究としては、『延喜式』の版本などにもとづいて式内社の調査・同定を行い、三河国の式内社についてはそこに至る道標の建設を進めるなどした。草鹿砥らとは書物の貸し借りや書簡による意見交換をさかんに行い、例えば、神道の葬祭に関する意見交換については、明治初年に草鹿砥宣隆著『葬祭記略／同批評／祠堂祭儀 同批評』（合本）に結実した。羽田八幡宮文庫を拠点とした文庫の建設と書籍の収集にも尽力した。同文庫の書物は敬雄の死後にいったん散逸の危機を迎えるが、市などによる再収集の努力によって、現在は大部分が豊橋市立中央図書館に収蔵されている。これらの書物・史料については、これまで長年にわたって羽田野敬雄研究会が、羽田野敬雄による記録『萬歳書留控』をはじめ、主要な記録・文書類にもとづいて実証的で包括的・網羅的な研究を蓄積してきた。

今回、仮目録を作成した宮地直一コレクションの羽田野神主家文書は、これらの書籍・史料には含まれていなかったものである。この文書群は縦長の木箱二合からなり、蓋の表面には、「神道裁許状」（箱一）、「神道諸書附」（箱二）とそれぞれ墨書されている。内容は、神道裁許状をはじめ吉田家から授与された各種許状とそれに関する書簡などからなる。宮地直一（明治十九〜昭和二十四年）がこれを入手したのは昭和十年代以前かと推測されるが、その経緯については宮地は「神道裁許状」（箱一）の蓋の裏面に「右二箇ハ先年羽田野氏文書の賣立てられしもの、一部にして下谷文行堂より買得せるやうに記臆す 尚ほ他に豊橋図書館に入りしもの等ありて散乱せしハ惜しむべし 昭和二十年五月二日記之 宮地直一」と記している。

この文書群については、宮地直一の亡くなった九年後である昭和三十三年に子の宮地治邦が論文「吉田神道裁許状の授受について」（『神道学』十九）でその概略を報告している。ここでは、吉田家側の記録である「諸国礼物之定」や羽田野敬雄による記録『萬歳書留控』の記事と照合しながら、裁許状の礼金などを明らかにしている。研究の視点は、

近世吉田家の経済的実態の解明にすえられていたと考えられる。

その後、宮地直一の蔵書が國學院大學に移管されたときに、本文書も國學院の所蔵となった。文部科学省平成十九年度オープン・リサーチ・センター整備事業に選定された伝統文化リサーチセンター推進事業「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」では、「國學院の學術資産にみるモノと心」グループの活動として、宮地コレクション所蔵の和装本の調査およびそれにもとづく近代人文学の形成に関する研究が行われ、それと関連して、本文書について遠藤を中心に調査を進めている。

羽田野神主家文書のうち一部の史料については、伝統文化リサーチセンター資料館企画展「おはらいの文化史―祓給ひ 祓申す―」(平成二十二年七月二十六日～九月二十五日)において展示を行った。この際は「お祓い」の視点から羽田野家が授与された各種許状をとりあげ、当時の吉田家配下の神職にとって中臣祓がもっていた意味を具体的に示した。

羽田野神主家文書は、すでに述べたように、神道裁許状をはじめとして吉田家から授与を受けた許状やそれに関係してやりとりされた書簡が大半を占めている。羽田野敬雄は『萬歳書留控』に日常的に詳細な記録を残しており、許状の授受についてはこの記録にすでに書簡の写が掲載されている場合が多い。ただ、この文書に含まれている許状の多くが吉田家から授与された現物であり、また羽田野家のみならず関係神職の許状授受に関して羽田野敬雄が仲介した様子を示す書簡が含まれており、この文書には独自の重要性が認められる。

本文書については、伝統文化リサーチセンターおよび研究開発推進機構による調査・研究が進行中であり、現在のところ史料公開の予定はない。今回の仮目録の公開は、伝統文化リサーチセンターの研究事業の一環として、資料の概要を広く知っていただくために行うものである。書簡をはじめとする重要な資料についての翻刻および詳細目録の

作成については、今後、研究開発推進機構内の研究プロジェクトにおいて順次進めていきたいと考えている。

凡例

- 角書および二行分かち書きなどは【】でくくって示した。
- 有意の改行については／で示した。
- 漢字の表記は、原則として通行字体に統一した。ただし、人名や一部の書名などでは正字などの表記をあえて残している場合がある。
- 史料整理にあたっては、史料の現在の保存状況を重視した番号づけを行い、今回提示する仮目録ではそれにしたがって配列した。
- 箱のなかにおける文書のまとまりごとに上から順にアルファベットをふった。
- 一つの文書のまとまりのなかでは、上部のものから順に番号をつけている。(例 A1、A2、A3…)
- 垂直におかれてあるものについては、原則として左から順に番号をつけている。
- 一つの包み紙に含まれている複数の文書には、それぞれ枝番号をつけて扱い、同じ包みに含まれていたことを番号のうえで表現した。

目録

箱一「神道裁許状」

【箱一】

蓋

・(表)「神道裁許状」四代 長門重慶 后周防／丹後重樹／上総敬道 前相模 后右近／常陸敬雄 后佐可喜／「」
 ／「」在中／羽田埜氏」、(裏)／(下部)「両社神主／羽田埜相模源敬道／後改名上総」／(上部)「神道裁許状【一笥】
 神道諸書附【一笥】／右二笥ハ先年羽田野氏文書の賣立てられしもの、／一部にして下谷文行堂より買得せるやうに
 記憶す／尚ほ他に豊橋図書館に入りしもの等ありて散乱せしハ／惜しむべし／昭和二十年五月二日記之／宮地直一」
 ／(左側面)「宮地直一蔵」

【A】(第一層の上部左、二点)

(A1)

(A1-0)(包紙)「安政四巳九月神明宮拝殿上棟ニ付大工棟梁船町宮路万蔵ゆふたすき御免許一件入 羽田野」

(A1-1)書簡、十一月五日、(差出)大角右衛門、(宛先)羽田常陸、(内容)当社宮大工宮地路萬蔵四組木綿手纏に

ついで

(A1-2)願書控、安政四年九月、(差出)宮路萬蔵 臣般、(宛先)本所役人中、(末尾)「右宮路万蔵申上候通相違無

御座候願之通被仰付被下候様奉願候以上／同国同郡同宮神主 羽田野常陸 印、(端裏)「神明宮大工宮路万蔵木綿たすき願書控」

(A1-3)「覚」安政四年十一月、(差出)神主 羽田野常陸、(宛先)当宮御宮大工 宮路萬蔵、(端書)「添状之控」、(内容)「安政四巳九月神明宮拜殿棟上二付則大工棟梁船町宮路萬蔵義木綿たすき御免許御相願被頼出候二付則別紙願書二同礼禄金二百疋…(以下略)」

(A1-4)書簡、安政四年十月、(差出)神祇管領長上家公文所、(宛先)宮路萬蔵臣 (A2)

(A2-0)(包紙)「嘉永七年甲寅六月／八幡宮宮大工 西宿 加藤安蔵玉伸／木綿手纏御免許一件書付入／元治元甲子三月同人風折烏帽子紗狩衣御免許」

(A2-1) (A2-1-1)書簡(控)、五月、(差出)羽田野常陸 敬雄「花押」、(宛先)大角雅楽、(内容)加藤安蔵の木綿手纏免許願書について、(末尾)「右之通差出候所御返事到来無滞相添申上候／嘉永七年寅六月十五日記之」、(備考)(A2-1-2)を包むような形で所蔵。

(A2-1-2)木綿襷・中臣祓 三種大袂 六根清浄祓願書(下書)、嘉永七年四月、(差出)加藤安蔵、(宛先)本所役人、(末尾)右加藤安蔵申上候通相違無御座候願之通被仰附被下候様奉願候以上／三河国渥美郡吉田方村八幡宮神主羽田野常陸 「印」

(A2-2)四組木綿手纏許状ほか(写)、嘉永七年六月、(発給)神祇管領長上家公文所、(宛先)加藤安蔵 玉伸、(内容)四組木綿手纏許状・棟上之儀・「右之御礼禄」の写

(A213) 風折烏帽子紗狩衣許状(写)、元治元年三月七日、(発給)神祇管領、(宛先)加藤安蔵玉伸、(内容)上棟における風折烏帽子紗狩衣着用の許状の写、(端裏書)大工加藤安蔵改左内此御許状ダン紙ニツ折御直判也/外二御相伝御切紙 参詣次第 奉幣略次第 三種加持 護身神法 神供咒文 神酒咒文 右五ヶ条御切紙一紙 相添/当方今当御役所御礼之御代官奥印之願書写ヲソへ遣ス本半紙ハかへり」

(A214) 書簡、嘉永七年六月七日、(差出)大角雅楽、(宛先)羽田野常陸、(内容)加藤安蔵玉伸の木綿手纏許状について、(端裏書)「嘉永七寅六月到着/加藤安蔵玉伸木綿たすき免許添状」

(A215) 書簡、三月十四日、(差出)安蔵、(宛先)羽田野、(端裏書)羽田野様/安蔵/無別条」
(A216)

(A21610) (包紙)「羽田野常陸殿/鈴鹿石見守/鈴鹿信濃守」元治元甲子三月/宮大工加藤安蔵御免許添状」

(A21611) 書簡、三月八日、(差出)鈴鹿信濃守 熙明・鈴鹿陸奥守 勝・鈴鹿但馬守 芳春・鈴鹿石見守 長存、

(宛先)羽田野常陸、(内容)加藤安蔵の風折烏帽子紗狩衣の許状について鈴鹿主膳が委細を告知する

(A217)

(A21710) (包紙)「羽田野常陸様 鈴鹿主膳」元治元甲子三月/宮大工儀 加藤安蔵御免許添状」

(A21711) 断簡

(A21712) 書簡、三月八日、(差出)鈴鹿主膳 新

【B】(第一層の上部右、二点)

(B1) 帳面「神主繼目之御許状御願諸事控」(豎帳)、文政元年八月、「三河国渥美郡吉田方村神明八幡両社神主／羽田野上総源敬道嫡男／羽田野常陸源敬雄」

(B2)

(B2-1) 包紙、(朱書)「御相傳次第 十三条一通／同 十九条一通／源敬雄」(包紙のみ)

【C】(第一層の下部)

(C1)「幡太文庫所蔵 繪圖目錄 羽田埜敬雄記」

(C2)「神道葬祭略次第」(冊子)、墨付4丁、(奥書)「右之通取行可有之者也／安政四巳年閏五月／神祇管領長上家 鈴鹿陸奥守「印」／三河国渥美郡吉田方村 神明神主 羽田常陸殿」

(C3)

(C3-0) (包紙)「真羽 一手／(朱書)東濃岩村藩丹羽瀨市左工門(朱書終)／源樞 (朱書)カナメ」 拜」

(C3-1) 書簡、「年欠」七月八日、(差出)古橋源六郎、(宛先)羽田野常陸

(C3-2) 書簡、「年欠」三月九日、(差出)丹羽瀨市左衛門、(宛先)古橋源六郎

(C3-3) (紙片)「矢 一手…(後略)」

(C4)

(C4-0) (包紙)「朱書」冠布齋服 一／如木素襖 一／細烏帽子 一／改名上総 一／中臣大祓 一／六根清淨

袂 一／源敬道」

(C411) 許状(冠布齋服)、文政三年十二月、(差出)神祇管領長上家公文所、(宛先)羽田野上総源敬道

(C412) 許状、辰十二月、(差出)鈴鹿豊後守連一、(宛先)羽田野上総、(内容)「其社家礼社参之節如木耆人素襖二人引連候事御許容候也」

(C413) 細烏帽子許状、未閏二月、(差出)鈴鹿河内守隆、(宛先)羽田野相模

(C414) 書簡、亥八月、(差出)鈴鹿豊後守連一、(内容)「其許名前相模事上総与改名之事御聞濟候也」
 亥八月 / 鈴鹿豊後守連一「花押」

【D】(左上第二層)

(D1)「中臣祓」(木版)、「末尾・墨書」三種太祓 / 吐普 加身 依身 多女 / 寒言 神尊 利根陀見 / 波羅伊玉意 喜
 餘目出玉 / 夫解除者天兒屋根尊之 / 太諄辞正義直受是也 / 授与源重樹訖 / 慎而莫怠 / 安永二年四月八日 / 神道管領
 長上下部朝臣兼雄」

(D2)

(D210) (包紙)「朱書」把笏浅沓 一 / 萌黄四組掛 一 / 立烏帽子 一 / 改名典膳 一 / 中臣祓 一 / 六根清
 淨祓 一 / 源重樹」

(D211) 許状、天明八年七月十五日、(差出)神祇管領、(内容)羽田野丹後から典膳への改名について

(D212)「把笏浅沓等之事」、(末尾)「安永二年四月八日 / 神祇管領「朱長方印」」

(D213) 許状、安永二年四月八日、(発給)神祇管領、(宛先)羽田野重樹、(内容)重樹に対して、萌黄四組掛の許

可

(D2-4)許状、(発給)鈴鹿筑後守定・鈴鹿常陸介光・鈴鹿土佐守隆・鈴鹿丹後守隆、(宛先)羽田野丹後、(内容)羽田野丹後に対する立烏帽子の許可

(D2-5)「六根清浄太祓」、(末尾)「右授与源重樹訖／慎而莫怠矣／安永二年四月八日／神道管領「朱長方印」」

(D3)

(D3-0)(包紙)「羽田野常陸殿 鈴鹿豊後守 鈴鹿出羽守」

(D3-1)書簡、十二月三日、(発給)鈴鹿出羽守長生・鈴鹿筑前守連胤・鈴鹿豊後守在府、(宛先)羽田野常陸

(D3-2)(断簡)、(内容)「前御本所様」の「御薨去」について

(D3-3)書簡、二月、(差出)大角雅楽、(宛先)羽田野常陸様

(D3-4)書簡、二月二十二日、(差出)鈴鹿出羽守長生・鈴鹿筑前守連胤・鈴鹿豊後守在府、(宛先)羽田野常陸殿、(内容)前御本所の御薨去に際しての「御霊前」に対するお札

(D3-5)書簡、二月二十一日、(差出)大角雅楽友秀、(宛先)羽田野常陸

(D4)

(D4-0)(包紙)「天保十一年子十一月廿六日 吉田二位良長御薨去ニ付悔状入／吉田殿関東御下向ニ付御手傳金御願之状」

(D4-1)書簡、九月二十六日、(差出)鈴鹿筑前守連胤・鈴鹿豊後守連一、(宛先)羽田野上総殿・羽田野常陸殿、

(内容)本所下向につき助成金のお願

(D4-2)「覚」、巳十二月二十六日、(差出)鈴鹿筑前守・鈴鹿豊後守、(宛先)三河国渥美郡吉田方村神明神主 羽

田野上総殿、(内容)「一金千貳百疋／右者明午年春関東表江 本所御下向二付為御助成被上候則相納申所如件」

(D5)

(D5-0) (包紙) (朱書) 「把笏 一／浅沓 一／四組掛 一」、(墨書) 「源敬道」

(D5-1) 把笏許状、享和三年十一月三日、(発給) 神祇管領、(宛先) 源敬道

(D5-2) 浅沓許状、文化二年九月七日、(発給) 神祇管領、(宛先) 源敬道

(D5-3) 浅黄色四組掛許状、文化二年十月三日、(発給) 神祇管領、(宛先) 源敬道

【E】(右上第二層、垂直置き)

(E1)

(E1-0) (包紙) 「渥美郡津田新田水神社祠官／久田吉左衛門登高／靈神号／木綿たすき／祠官号／願控」

(E1-1) 書簡、二月九日、(差出) 「大角」 友秀、(宛先) 「羽田野」 常州

(E1-2) 書簡、十二月二十一日、(差出) 鈴鹿筑前守連胤・鈴鹿豊後守出府・鈴鹿河内守隆、(宛先) 羽田野上総

(E1-3) 書簡、三月十五日、(差出) 鈴鹿越後守連・鈴鹿筑前守連胤・鈴鹿豊後守連一・鈴鹿河内守在府、(宛

先) 羽田野上総

(E1-4) 書簡、六月二十八日、(差出) 鈴鹿筑前守連胤・鈴鹿豊後守連一・鈴鹿河内守隆、(宛先) 羽田野上総

(E1-5) 書簡、「弘化三年」三月二日、(差出) 大角雅楽 友秀、(宛先) 羽田野常陸、(内容) 牟呂村八幡宮宮大工味

岡善平風折烏帽子などの許状について、(端裏) 「吉田家より 松崎「八幡宮の宮大工」 味岡善平許状事 弘化三未

三月十五日着

(E1-6) 書簡、「嘉永七年」九月四日、(差出)大角雅楽 友秀、(宛先)羽田野常陸様、(内容)津田新田久田吉左衛門の先祖への霊神号願について、(端裏書)「嘉永七寅九月/津田新田久田吉左衛門霊神号願聞濟之達事」

(E1-7) 書簡、十二月十一日、(差出)大角舎人 友政・大角雅楽 友秀、(宛先)羽田野常陸、(内容)久田吉左衛門の職分御裁許について

(E1-8) 書簡、四月廿八日、(差出)大角雅楽 友秀、(宛先)羽田野常陸、(内容)鈴木氏から願いのあった森田播磨冠布斎服許状について、(端裏書)「吉田より森田播磨冠布斎服之事」

(E1-9) 書簡、「嘉永七年」六月七日、(差出)「大角」友秀、(宛先)常州様、(端裏書)「嘉永七寅五月 久田吉左衛門方為問合返答」、(内容)「産子」からの先祖の霊神号の希望に関する問合せに対する答

(E1-10) 書簡、四月廿五日、(差出)大角舎人 友政・大角雅楽 友秀、(宛先)羽田野常陸様、(内容)久田吉左衛門の四組木綿手纏の免許などの願いの義について聞き届けた、とのこと

(E1-11) 書簡(写カ)、安政二年十二月九日、(差出)神祇管領長上正三位侍従卜部朝臣良瀬、(宛先)久田吉左衛門
(E1-12) 願書(下書)、安政二年乙卯十一月、(差出)久田吉左衛門、(宛先)御本所様御役所、(内容)祠官号御許状

の願書(下書)

(E1-13) 書簡、(年欠)三月二日(宛所・差出なし)

(E1-14) 書簡、(年欠)閏月(宛所・差出なし)

(E2)

(E2-0) (包紙)「兵部重雄」

(E2-1)「神道幣闡次第」「注連大事」、安政二年九月十五日、(発給)神道管領、(宛先)羽田野重雄、(末尾)「右貳條授与源重雄訖／慎而莫怠矣／安政二年九月十五日／神道管領」「朱長方印」

(E2-2)「相傳條々」、安政二年九月十五日、(発給)神道管領、(宛先)羽田野重雄、(末尾)「右拾九條授与源重雄訖／慎而莫怠矣／安政二年九月十五日／神道管領」「朱長方印」

【F】(左下第二層)

(F1)

- (F1-0) (包紙)「羽田野常陸様 鈴鹿出羽守」
- (F1-1) 書簡、正月二十一日、(差出)鈴鹿近江守光、(宛先)羽田野上総
- (F1-2) 書簡、十月五日、(差出)鈴鹿石見守長存、(宛先)羽田野常陸
- (F1-3) 書簡、十月六日、(差出)鈴鹿出羽守長生、(宛先)羽田野常陸
- (F1-4) 書簡、正月十五日、(差出)鈴鹿近江守光、(宛先)羽田野上総
- (F1-5) 書簡、三月三日、(差出)鈴鹿出羽守、(宛先)羽田野陸奥
- (F1-6) 書簡、四月五日、(差出)鈴鹿筑前守連胤・鈴鹿豊後守連一・鈴鹿河内守隆、(宛先)羽田野上総
- (F1-7) 書簡、八月、(差出)鈴鹿出羽守長生、(宛先)羽田野常陸
- (F1-8) 書簡、二月七日、(差出)大角雅楽友秀、(宛先)羽田野常陸
- (F1-9) 書簡、三月二十五日、(差出)大角雅楽友秀、(宛先)羽田野常陸

- (F 1-10) 書簡、正月二十三日、(差出)松岡右近範明、(宛先)羽田野常陸、(端裏書)「吉田家國取次／松岡右近」
- (F 1-11)
- (F 1-11-0) (包紙)「羽田野兵部様 鈴鹿信濃守」
- (F 1-11-1) 書簡、(年欠)十一月、(差出)鈴鹿信濃守 澁明
- (F 1-12)
- (F 1-12-0) (包紙)「羽田野常陸様 鈴鹿但馬守」
- (F 1-12-1) 書簡、(年欠)正月五日、(差出)鈴鹿但馬守 芳春、(宛先)羽田野常陸
- (F 2)
- (F 2-0) (包紙)「羽田野常陸様 鈴鹿主膳／田中兵太郎神主号／同添簡正事」
- (F 2-1) 書簡、(年欠)八月廿五日、(差出)羽田野常陸敬、(宛先)松岡右近
- (F 2-2) 書簡、(年欠)十二月十二日、(差出)松岡兵衛門、(宛先)羽田埜常陸
- (F 2-3) 書簡、(年欠)十二月三日、(差出)松岡右近範明、(宛先)羽田野常陸
- (F 2-4) 書簡、(年欠)二月廿八日、(差出)鈴鹿主殿、(宛先)羽田野常陸
- (F 3)
- (F 3-0) (包紙)「奥郡村松女体大明神社人／河合孝大夫許状一件控」
- (F 3-1-0) (包紙)「羽田野常陸様 大角雅楽」
- (F 3-1-1-0) (包紙)「弘仁三年三月廿日／奥郡村松村社人／川合孝大夫／御許状写控」
- (F 3-1-1-1) 書簡、(前半)四月二十一日、(差出)羽田野常陸、(宛先)大角雅楽／(後半)弘仁三年四月日、

(差出)三河国奥郡村松村 産子惣代 善三郎・組頭 孫右衛門・庄屋 太郎兵衛

(F3-1-1-1-2)断簡(下書)、文化十三年五月、「三河国渥美郡村松村／女体大明神神役年番／惣大夫／吉田家公文所分／木綿手纏の免許／文化十三子五月／…」

(F3-1-1-2)書簡(「覚」、天保十四年正月、(差出)当国当郡村松村 女体大明神之社人 河合孝大夫・組合親類 助三郎・同断 庄八、(宛先)吉田方村 羽田野常陸、(内容)「…今般 御本所様江浄衣風折烏帽子等之御許状御願 被上忝存候右願之義ニ付何方も故障ケ間敷義無御座候間何分宜敷…」

(F3-1-1-3)書簡「奉願」(下書)、天保十四年正月、(内容)「三河国渥美郡村松村／女体大明神社人／河合孝大夫／御本所様 御役人中／右河合孝大夫申上候届相異無御座候ハ、願之通被仰付…／同国同郡吉田方村神明宮神主／羽田野常陸」

(F3-1-1-4)書簡、(年欠)三月二十六日、(差出)大角雅楽 友秀、(宛先)羽田野常陸

(F3-1-1-5)書簡、(年欠)五月三日、(差出)大角雅楽 友秀、(宛先)羽田野常陸

(F4)「先祖祭」(「靈札」の図あり)

(F5)

(F5-1-0)(包紙)「羽田野常陸様／大角雅楽／大角舎人／羽田野兵部継目願濟」

(F5-1-1)書簡、(年欠)九月二十八日、(差出)大角舎人 友政・大角雅楽 友秀、(宛先)羽田野常陸

(F6)

(F6-1-0)(包紙)「羽田野常陸様 大角雅楽」

(F6-1-1)許状(写)、文政八年八月、(発給)神祇管領長上家公文所、(宛先)森田讚岐光義、(内容)「三河国渥美郡

年呂村八幡宮及兩社神主／森田讚岐／源光義／右当社祭礼八月十四日十五日等仮神子神樂執行之節舞衣紅袴着用之事…」

(F6-2) 書簡「奉願上口上之覚」、酉八月八日、(差出)年呂村神主森田讚岐、(宛先)寺社御役所、(内容)当村氏神八幡社祭礼の神楽について

(F6-3)

(F6-3-0)「羽田野常陸様 鈴鹿式部／天保八酉十一月禰宜朝倉甚七郎事繼目御許状願二付添状御二付次々返書也」

(F6-3-1) 書簡、(年欠)十一月十五日、(差出)鈴鹿式部光、(宛先)羽田野常陸

(F6-4)

(F6-4-0) (包紙)「天保八年酉十一月／禰宜朝倉豊前繼目許状願之添状入」、(備考)内側に羽田野常陸から鈴鹿式部に宛てた十一月三日の添状の写が記されている。

(F6-4-1) 書簡「奉願」、天保八年十一月、(差出)羽田野常陸、(宛先)御本所御役人中、(内容)吉田方町神明宮禰宜朝倉豊前について、繼目御許状(願名 勘解由日下部正臣)、紗狩衣・細立烏帽子、中臣祓・三種太祓・六根清浄祓、などの願書。羽田野常陸が取り次いでいる。

(F6-5) 書簡、(年欠)三月二十八日、(差出)大角雅楽友秀、(宛先)羽田野常陸

(F6-6) 書簡、嘉永六年三月八日、(差出)神祇管領、(内容)「四組木綿手緇之事許容宮道氏福久訖向後可懸用之状如件…」

(F6-7)「嘉永六年丑二月西羽田天主社人宮道七左衛門木綿襷御許状願之写」、嘉永六年四月、(内容)宮道福久に

対する木綿襷、中臣祓・三種太祓・六根清浄祓の許状願の写、(備考)末尾に「嘉永六年丑四月記す／羽田野敬雄／以後許状請候節者右之通当家にて奥印可致事」とある。

(F7)

(F7-0) (包紙)「羽田野常陸様／松岡右近」、「田中新田／松坂兵左衛門祠官職御許状」

(F7-1)

(F7-1-0) (包紙)「羽田野常陸殿／鈴鹿石見守／鈴鹿信濃守」、(朱書)田中松坂兵左衛門許状願ニ付添状返書」

(F7-1-1) 書簡(許状願)、(年欠)九月十一日、(差出)鈴鹿信濃守 昶明・鈴鹿陸奥守 勝・鈴鹿但馬守 芳春・

鈴鹿石見守 長存、(宛先)羽田野常陸、(端裏書)「田中兵左衛門許状願／御家老中御返書」

(F7-2) 書簡、(年欠)九月十二日、(差出)松岡右近、(宛先)羽田野常陸、(内容)三州八名郡田中新田神明社祠官

松坂兵左衛門の「職分御許状」について

(F8)

(F8-0) (包紙)「三河国吉田駅／羽田村之西／羽田野上総様 急用／吉田殿御内／鈴鹿近江々／十月五日発／賃

濟／辰十月十一日受取申候」

(F8-1) 書簡、(年欠)十月三日、(差出)鈴鹿近江守、(宛先)羽田野上総

(F8-2) 書簡(下書)、辰十月十五日、(差出)羽田野上総、(宛先)鈴鹿近江守

(F8-3) 書簡、(年欠)十二月二十三日、(差出)鈴鹿近江守、(宛先)羽田野上総

(F8-4) 書簡(下書)、(年月日欠)、(差出)三河——／羽——、(宛先)御本所御役所

(F8-5) 書簡(願書下書)、(年欠)十月十五日、(差出)羽田野上総、(宛先)鈴鹿近江守、(内容)冠布斎服、布衣素

襖大紋などの許状願の下書

(F8-6)書簡(願書下書)、文政三年十月十五日、(差出)三州渥美郡吉田方村神明八幡両社神主羽田野上総、(宛先)御本所御役所、(内容)「正月三ヶ日祭礼前日湯立之節並為重祈禱之節冠布斎服用之事」「祭礼社参之節布衣老人素襖大紋二人召連候事」の二か条についての願書写

(F8-7)書簡、(年欠)六月十八日、(差出)鈴鹿近江守、(宛先)羽田野上総、(内容)一日法令衣冠着用の許可について、特例として認める手続きの進展についての連絡。

(F8-8)書簡(下書)、(年月日欠)、(差出)三州渥美郡吉田方村神明八幡両社之神主 羽田野上総、(宛先)御本所御役所、一日法令衣冠着用の許可に関する特例についての願書の下書

(F8-9)書簡(写)、八月八日/(二啓)辰八月十三日、(差出)羽田野上総、(宛先)鈴鹿豊後守、(内容)一日法令に關して鈴鹿近江守からの免許に対する礼、ほか。

(F8-10)書簡控、文政三年八月十三日、(著者)羽田野上総、(内容)八月八日付、羽田野上総から鈴鹿近江守に宛てた二通の書簡の控。末尾に「右之通相認早々差出申候/文政三庚辰八月十三日/羽田野上総」とある。

(F8-11)書簡、七月二十九日、(差出)鈴鹿近江守、(宛先)羽田野上総、(内容)一日法令許状に対するお礼金受取りの報告など、(端裏書)「羽田野タカミチ一日法令御許状返書」

【G】(右下第二層、垂直置き)

(G1)

(G1-0) (包紙)「中臣祓 一／六根清浄祓 一／改名長門守 一／源重慶」

(G1-1)「中臣祓」(木版)、(末尾墨書)「夫解除者天兒屋根尊之太諄辞正義直受是也授与源重慶訖慎而莫怠矣／寛保元年五月朔日／神道管領長上下部朝臣兼雄「朱印」」

(G1-2)「六根清浄太祓」(木版)、(末尾墨書)「右授与源重慶訖慎而莫怠矣／寛保元年五月朔日／神道管領「朱長方印」」

(G1-3)改名許状、宝曆十三年四月八日、(発給)神祇管領、(内容)「羽田野周防守向後可為長門守之状如件」

(G2)

(G2-1)

(G2-1-0) (包紙)「羽田野常陸殿／鈴鹿豊後守／鈴鹿出羽守」嘉永三庚戌年八月到来」

(G2-1-1) 書簡(写)、(一) (差出)羽田野常陸、(宛先)大角雅楽／(二) (差出)羽田野常陸 敬、(宛先)鈴鹿豊後守・鈴鹿出羽守、(備考)一葉に二通の内容を含んでいる。(G2-1-1-2) 以下を包む形で収められている。

(G2-1-1-2)

(G2-1-1-2-0) (包紙)「羽田野常陸様 大角雅楽」

(G2-1-1-2-1) 書簡、(年月日不明) (差出)大角雅楽 友秀、(宛先)羽田野常陸

(G2-1-1-3) 書簡(「覚」)、嘉永三年十一月、(差出)三州 羽田野常陸、(宛先)神祇道本所吉田殿御用役所、(内容)吉田家当主の元服御祝儀の受納の報告

(G2-1-1-4) 書簡、(年欠)十一月二十八日、(差出)大角雅楽 友秀、(宛先)羽田野常陸

(G2-1-1-5) 書簡、(年欠)十一月二十一日、(差出)鈴鹿石見守 長存・鈴鹿出羽守 長生・鈴鹿豊後守 長附

(G2-1-1-6) 書簡、「嘉永三年」六月二十八日、(差出)鈴鹿出羽守長生・鈴鹿豊後守長附、(宛先)羽田野常陸、(内容)本所の嫡男が来九月に元服が定まったのでご吹聴いただきたいとのこと

(G2-2)

(G2-2-1-0) (包紙)「羽田野常陸殿 鈴鹿豊後守 鈴鹿石見守」「嘉永三戌年吉田子殿 御元服状入」

(G2-2-1-1)

(G2-2-1-1-0) (包紙)「羽田野常陸殿／鈴鹿豊後守／鈴鹿出羽守」、(朱書)「廣岩之御許状二付」

(G2-2-1-1-1) 書簡、(年欠)七月十六日、(差出)鈴鹿出羽守長生・鈴鹿筑前守連胤・鈴鹿豊後守「長附」、

(宛先)羽田野常陸

(G2-2-1-1-2) 書簡(「副書」、(年欠)七月十六日、(差出)鈴鹿式部、(宛先)羽田野常陸、(内容)願いに対する礼金受取りの報告など

(G2-2-2) 書簡、(年欠)九月、(差出)「吉田家国取次」松岡左近、(宛先)羽田野常陸、(内容)当地の木挽職に対する大工同様の許状について

(G2-2-1-3)

(G2-2-1-3-1) 書簡(神号染筆願に関する)、「安政七年」三月二日、(差出)松岡右近、(宛先)羽田野常陸様
 …(端裏書)「吉田殿家松岡氏御神号御染筆願」

(G2-2-1-3-2) 願書雛型(写)、(端裏書)「料紙半紙ニても美濃紙ニてもよろし候／奉願／一——壹幅／右之通御染筆奉願候間此段：／年月／国部村／社号職号／伊唯印／御本所御役人中」

(G2-2-1-3-3) 素戔嗚神御神号願、安政七年三月、(差出)三河国渥美郡吉田方村神明八幡両社神主 羽田

野常陸、(宛先)御本所御役所

(G21214)

(G2121411)靈神号願(故・広岩隆重)、「弘化三年」十月十八日、(差出)大角雅楽・友秀、(宛先)羽田野常陸様

(G2121412)靈神号願書、弘化三年十月、(差出)三河国渥美郡羽田村秋葉社神主 廣岩主水、(宛先)御本所様御役所、(端裏書)「弘化三年丙午十月／吉田家々廣岩氏靈神号願」

(G2121413)靈神号願書(雛型)、(末尾)「右之通靈神号文字書越候事」

(G21215)書簡、「天保四年」四月九日、(差出)鈴鹿式部 光、(宛先)羽田野上総様、(端裏書)「天保四癸巳四月／羽田野上総隠居ニ付文通」

(G21216)書簡、「天保四年」四月九日、(差出)鈴鹿越後守 連、(宛先)羽田野上総殿、(端裏書)「天保四癸巳四月／羽田野上総隠居ニ付文通」

箱二「神道諸書付」

【箱二】

- ・表書(蓋)、「神道諸書附 羽田埜氏」(墨書)、上部に「上」(墨書)、(側面)「宮地直一蔵」(墨書)
- ・裏書(蓋)、「両社神主／羽田埜相模源敬道／後改名上総」(墨書)

【A】(第一層)

(A1)「羽田八幡年表」、元氏子總代田中廣吉翁著／八幡社々掌渡邊直一郎筆寫、(備考)欄としては永祿十二年(昭和年間まで)。ただし、昭和年間の事項の記載はなし。

【B】(第二層左)

(B1)

(B1-1)

(B1-1-0) (包紙) (朱書)「一日法令御許状 源敬雄」

(B1-1-1) 一日法令許状、文政九年九月二十八日、(発給)神祇管領長上侍従卜部朝臣、(宛先)源敬雄

(B1-2)

(B1-2-0) (包紙)「上総養子民部事／羽田野左近敬永／離縁ニ相成候ニ付世代ニ者立不申候」

(B1-2-1) 神道裁許状、文化十二年八月九日、(発給)神祇管領長上侍従卜部朝臣、(宛先)羽田野右近源敬永

(B1-3)

(B1-3-0) (包紙) (朱書)「繼目御許状」、(貼紙)「三州 羽田野上総」、(朱書)「源敬道」

(B1-3-1) 神道裁許状、文化八年閏二月十一日、(発給)神祇管領長上侍従卜部朝臣良連、(宛先)羽田野相

模源敬道

(B1-4)

(B1-4-0) (包紙) (朱書)「一日法令御許状 源敬道」

- (B1-4-1) 一日法令許狀、文政三年七月廿六日、(発給)神祇管領長上侍従卜部朝臣、(宛先) 源敬道
- (B1-5)
- (B1-5-0) (包紙) (朱書) 「繼目御許狀 源重樹」、(貼紙) 「御裁許狀 安永二癸巳四月八日頂戴 / 羽田野氏源重樹」
- (B1-5-1) 神道裁許狀、安永二年四月八日、(発給)神祇管領長上正二位卜部朝臣、(宛先)羽田野丹後源重樹
- (B1-6)
- (B1-6-0) (包紙) (朱書) 「繼目御許狀 源重慶」、(貼紙) 「三州 羽田野長門」
- (B1-6-1) 神道裁許狀、寛保元年五月一日、(発給)神祇管領長上正三位右兵行衛督兼神祇權大副侍従卜部朝臣兼雄、(宛先)羽田野周防守源重慶
- (B1-7)
- (B1-7-0) (包紙) 「本職 大宮司殿 政所兄部」角田熊吉家来 / 中野市右衛門 秦信真」
- (B1-7-1) 補任状(写)ほか、天保十年十二月十八日、(差出)荒木田神主(十名)、(宛先)秦信真
- (B1-8)
- (B1-8-0) (包紙) 「羽田野敬道翁 靈神号」
- (B1-8-1) 靈神号、天保十年七月、(発給)神祇管領長上家公文所、「敬道靈神 羽田野上総源敬道魂」
- (B1-9)
- (B1-9-0) (包紙) (貼紙) 「三河国 羽田野兵部」、(朱書)源重雄
- (B1-9-1) 神道裁許狀、安政二年九月十五日、(発給)神祇管領長上正三位侍従卜部朝臣良熙、(宛先)羽田野

兵部源重雄

(B1-10)「金三分 羽田村八幡文庫 世話人」

(B1-11)「銀壺両」／「調高額奉物料として寺社御役所にて被下置候」

(B1-12)

(B1-12-0) (包紙) (朱書)「継目御許状」、(貼紙)「三州 羽田野常陸」、(朱書)源敬雄

(B1-12-1) 神道裁許状、文政元年九月二十八日、(発給)神祇管領長上侍従朝臣良長、(宛先)羽田野常陸源敬雄

(B2)

(B2-1)「中臣祓 六根祓 三種祓」

(B2-1-1)「中臣祓」(木版)、(末尾墨書)「夫解除者天兒屋屋太諄辞正義直受是也授与平敬道訖慎而莫怠矣／享和三年十一月三日／神道管領長上卜部朝臣良連」、(端裏・鉛筆書き)「中臣祓 享和三 敬道」

(B2-1-2)「六根清浄太祓」(末尾墨書)「右授与平敬道訖慎而莫怠矣／享和三年十一月三日／神道管領」

(B2-1-3)「十三ヶ條」 享和三年十一月三日、(内容) (一)遷宮次第、(二)假殿祝詞、(三)地鎮次第、(四)日拜大事、(五)洗眼加持、(六)月拜大事、(七)三種加持、(八)護身神法、(九)祈念祝詞、(十)祈雨祝詞、(十一)止雨祝詞、(十二)鎮火加持、(十三)屋敷加持、(末尾墨書)「右十三ヶ條平敬道訖慎而莫怠矣／享和三年十一月三日／神道管領」、(端裏・鉛筆書き)「十三条 享和三・十一・三 敬道」

(B2-1-4)「十九条」 文化八年、(内容) (一)参詣次第、(二)奉幣略次第、(三)遷宮次第、(四)遷宮祝詞、(五)假殿祝詞、(六)地鎮次第、(七)日拜大事、(八)月拜大事、(九)三種加持、(十)護身神法、(十一)神供咒文、(十二)

神酒咒文、(十三) 祈念祝詞、(十四) 荒神祓、(十五) 祈雨祝詞、(十六) 鎮火加持、(十七) 竈神祭次第、(十八) 屋敷之加持。(末尾墨書)「右拾九ヶ條授与源敬道訖慎而莫怠矣／文化八年閏二月十一日／神道管領」、(端裏)(鉛筆書き)「十九ヶ條 文化8 敬道」

(B2-2) (包紙)「中臣祓 一／六根清浄祓 一／十八ヶ條次第 一／先祖祭次第 一／疫神祭次第 一／病者加持次第 一／源敬雄」

(B2-2-1)「先祖祭」

(B2-2-2)「病者加持」文政元年九月二十八日、神道管領

(B2-2-3)「疫神祭略次第」文政元年九月二十八日、神道管領

(B2-2-4)「相傳條々」文政元年九月二十八日、神道管領

(B2-2-5)「六根清浄太祓」(木版)、(末尾墨書)「右授与源敬雄訖慎而莫怠矣 文政元年九月廿八日／神道管領」

(B2-2-6)「中臣祓」(木版)

(B3)

(B3-1)

(B3-1-0) (包紙)「印鑑三拾八枚 羽田野常陸」

(B3-1-1)「執持羽田文庫幹事中」

(B3-1-2)「六根清浄太祓」(木版)

(B3-2)

(B31210)(包紙)「羽田野上総様 鈴鹿近江守」

(B31211)「奉願」、文政元年八月、(差出)羽田野敬雄・羽田野敬道、(宛先)御本所様御役所衆、(内容)継目御許状、十八神道、一日法令、紗狩衣・笏・立烏帽子・浅緑掛緒・浅沓、中臣袂・三種太袂 ……(後略)

(B31212)書簡、十月七日、(差出)鈴鹿内蔵、(宛先)羽田野上総

(B31213)(許状関係にかかった金銭控)

(B31214)「口上之覚」(下書)寅八月、(差出)羽田野上総、(宛先)寺社御役所

(B31215)書簡、五月廿二日、(差出)羽田野上総、(宛先)鈴鹿近江守

(B31216)書簡、十月六日、(差出)鈴鹿近江守、(宛先)羽田野上総

(B31217)書簡(覚)十七日、(差出)近江守、(宛先)「羽田野」上総

(B31218)書簡、六月十七日、(差出)鈴鹿近江守、(宛先)羽田野上総

(B313)

(B31310)(包紙)「午九月九日受取 三州渥美郡吉田方村 神明神主 羽田野常陸様／吉田殿御家内 松岡

右近／並便 要用 質先拂」

(B31311)

(B3131110)(包紙)「羽田野常陸様 玉田豊後 要用」

(B3131111)書簡、十月二十二日、(差出)玉田豊後、(宛先)羽田野常陸

(B3131112)書簡、六月二十四日、(差出)「玉田」永禮、(宛先)羽田野君

(B31312)書簡、五月二十二日、(差出)玉田主殿、(宛先)羽田野常陸

(B3-3-3) 書簡、四月八日、(差出)玉田主殿、(宛先)石田式部・羽田野常陸・御神主中

(B3-3-4) 書簡、八月八日、(差出)前田主計、(宛先)鈴鹿美濃守・羽田野常陸

(B3-3-5) 書簡、四月二日、(差出)玉田豊後永禮、(宛先)羽田野常陸

(B3-3-6)

(B3-3-6-0) (包紙)「吉田御城下 石田式部様 波多野常陸様 吉田殿学館守護職 玉田司馬助／十

月廿八日認 從御馬村」

(B3-3-6-1) 書簡、十月二十八日、(差出)玉田司馬之助 永、(宛先)石田式部・波多野常陸

(B3-4)

(B3-4-0) (包紙)「民部事 羽田野左近」

(B3-4-1) 「中臣祓」、(末尾・墨書)「夫解除者天兒屋根尊之／太諄辭正義直受是也／授与源敬永訖／慎而莫怠矣／文化十二年八月九日／神道管領長上下部朝臣 [□□□]」

(B3-4-2) 「相傳之條々」、(末尾)「右十八ヶ條授与源敬永訖／慎而莫怠矣／文化十二年八月九日／神道管領 [朱長方印]」

(B3-4-3) 把笏許状、文化十二年八月九日、(宛先)羽田野敬永

【C】(第二層右上、垂直置き)

(C1)

(C110) (包紙)「兵部重雄」

(C111)「六根清浄太袂」、(末尾)「右授与源重雄訖／慎而莫怠矣／安政二年九月十五日／神道管領「朱長方印」

(C112)「中臣祓」(末尾・墨書)「夫解除者天兒屋根尊之／太諄辭正義直受是也／授与源重雄訖／慎而莫怠矣／安

政二年九月十五日／神道管領長上下部朝臣良熙「朱長方印」

(C2)

(C210) (包紙)「印鑑 羽田野常陸」

(C211) (印三十種)

(C3)

(C310) (包紙)「御許狀願受候節御城内寺社御奉行より之御請狀写并京都御家老中まで返書 享和三年亥十一月

／町組小頭 鈴木藤右衛門写之」

(C311) 書簡、閏二月十五日、(差出)鈴鹿河内守・鈴木筑後守、(宛先)鈴木陸奥守・鈴木土佐

(C312) 書簡、閏二月十五日、(差出)鈴鹿河内守・鈴木筑後守、(宛先)安松金右衛門・倉垣源左衛門・宇佐美兵

衛・沖九郎左衛門

(C313) 書簡、十一月六日、(差出)鈴鹿兵部連一・鈴木越前守 隆・鈴木筑後守 [□□]、(宛先)石川佐右衛門・

安松金右衛門・波多野彌右衛門・倉垣源左衛門

(C314) 書簡、十月二十一日、(差出)倉垣源衛門 長富・波多野弥右衛門 奉壽・安松金右衛門 安政・石川佐右衛

門 景興、(宛先)鈴鹿筑後守・鈴木越前守・鈴木兵部

【D】(第二層右下、垂直置き)

(D1)

(D1-0) (包紙)「把笏浅沓 兵部重雄」

(D1-1) 把笏浅沓許状、安政二卯年九月、(発給)神祇管領長上家公文所、(宛先)羽田野兵部源重雄

(D2)

(D2-0) (包紙) (朱書)「冠布齋服 一 / 立烏帽子 一 / 源敬雄」

(D2-1) 冠布齋服許状、子六月、(発給)鈴鹿筑前守連胤・鈴鹿豊後守連一・鈴鹿河内守隆、(宛先)羽田野常陸

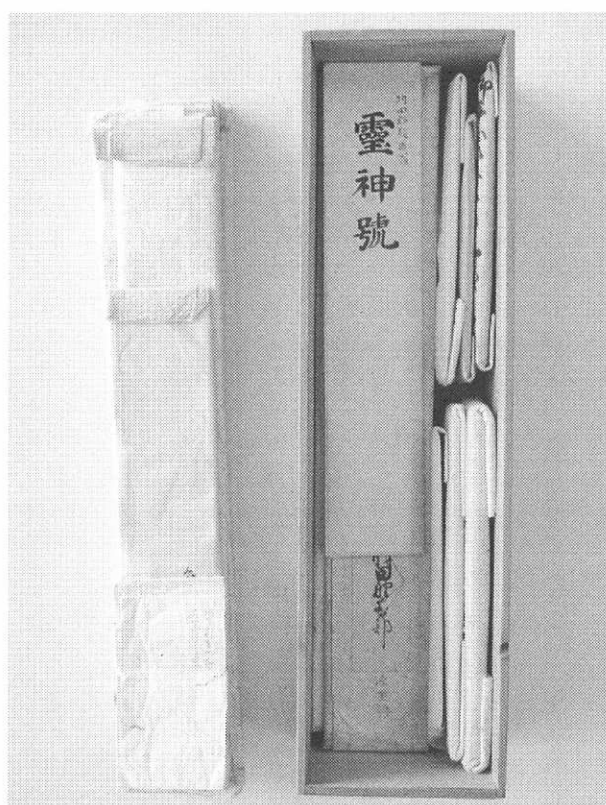
(D2-2) 烏帽子許状、寅九月、(発給)鈴鹿筑前守連・鈴鹿豊後守連一・鈴鹿河内守隆、(宛先)羽田野常陸

(D3)

(D3-0) (包紙) (朱書)「把笏 浅沓 一 / 四組掛 一 / 源敬雄」

(D3-1) 把笏浅沓許状、文政元年九月二十八日、(発給)神祇管領、(宛先)源敬雄

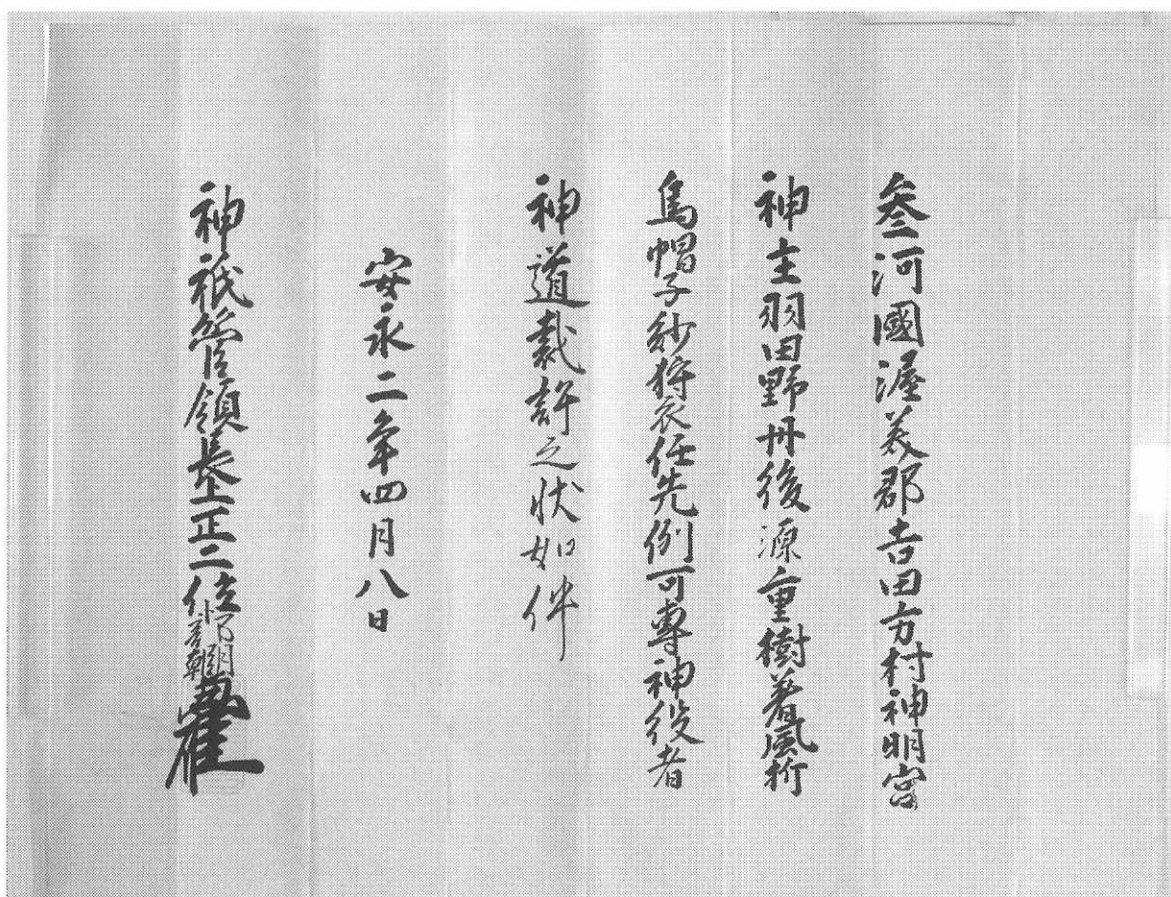
(D3-2) 浅緑四組掛許状、文政元年九月二十八日、(発給)神祇管領、(宛先)源敬雄



箱二(内部)



箱二「神道諸書付」



「神道裁許状」(B 1-5-1)